

エンターテインメント・ゲーム研究協会

定款

(2026 年 4 月 1 日施行)

設立年月日：2026 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は「エンターテインメント・ゲーム研究協会」（英語名：Entertainment and Gaming Research Association, 略称：EGRA）と称する。

(所在地)

第 2 条 本会の主たる事務所は茨城県つくば市に置く。

2 本会は、理事会の決議により必要な地に事務局を置くことができる。

(目的)

第 3 条 本会は、コンテンツ産業に関する学術研究の促進及び研究者・実務者間の連携強化を図り、学術及び社会の発展に寄与することを目的とする。

2 コンテンツ産業には、e スポーツ・ゲーム、スポーツ、音楽、芸術、メディアエンターテインメントを含む。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会、セミナー等の開催
- (2) 書籍、論文、ジャーナル、ウェブ媒体の発行
- (3) 研究者及び実務者間の交流促進
- (4) 国内外の関連団体との連携
- (5) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第 2 章 会員

(会員の種別)

第 5 条 本会の会員は正会員（Members）とする。

2 本会の目的に賛同し、所定の手続きを経て理事会の承認を得た個人を会員とする。

3 会員の種類は、以下の通りとする。

- (1) 学術会員（Academic Members）：博士号を有する者、又は学術機関で常勤職の教授、准教授、助教、専任講師等（博士後期課程の学生も含む）。
- (2) 準会員（Associate Members）：(1) に該当しない者。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。入会を希望する者が会費を納入しない場合には、理事会はその者の入会について考慮しない。

(退会)

第7条 会員は、書面又は電磁的方法により退会の意思を表示することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会による決定または総会の決議により除名することができる。

- (1) 本定款又は本会の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な理由があるとき

(会費)

第9条 会員は、総会で定める以下の年会費を納入しなければならない。

- (1) 学会会員：4000 円
- (2) 準会員：2000 円

2 既納の会費は返還しない。

3 会費は、当協会の運営に必要な事項以外の目的で用いられてはならず、用途につき説明責任を負う。

第3章 総会

(構成)

第10条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高意思決定機関とする。

(権限)

第11条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費
- (5) 解散
- (6) その他重要事項

(開催)

第 12 条 通常総会は、毎年 9 月から 12 月の間に 1 回開催する。方式は、対面またはオンラインの形式によって開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の 5 分の 1 以上の要請があったときに開催することができる。

(議決)

第 13 条 総会の決議は、出席会員の過半数をもって行う。

2 定款変更及び解散は、出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 4 章 役員

(役員)

第 14 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 (Executive Board Members) : 代表理事を含む 3 名以上 7 名以内
- (2) 代表理事 (Representative Director) : 1 名
- (3) 監事 1 名

(選任)

第 15 条 理事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選により定める。

3 監事は、学術会員から選出する。

(職務)

第 16 条 代表理事は、本会を代表し、業務を統括する。

2 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。

(任期)

第 17 条 役員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 18 条 理事会 (Executive Board) は、理事をもって構成する。

(権限)

第 19 条 理事会は次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 会員の入会承認
- (3) 事務局の設置
- (4) 諮問委員会（Advisory Board）の設置・管理
- (5) その他総会に付議すべき事項

第6章 会計

（事業年度）

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

（資産）

第21条 本会の資産は、会費およびその他の収入をもって構成する。

（資産の管理）

第22条 本会の資産は、代表理事（または会計責任者）が管理し、その管理方法は総会の議決により定める。

（収支報告および決算）

第23条 は、代表理事（または会計責任者）毎事業年度終了後、速やかに当該年度の収支報告書を作成しなければならない。

2 前項の収支報告書等は、監事の監査を受け、毎事業年度終了後に9月から12月の間に開催される通常総会において、その承認を得なければならない。

（監査）

第24条 監事は、毎事業年度の会計および業務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

第7章 解散

（解散）

第22条 本会は、総会において会員総数の3分の2以上の賛成により解散する。

（残余財産）

第23条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経て、公益性を有する団体に寄附する。

附則

本定款は 2026 年 4 月 1 日より施行する。